

# 避難解除等区域への新規企業立地の支援について

平成25年6月 福島県

## 《1 目的》

- 改正福島特措法により、**新規企業**（個人事業者又は法人）の立地を促進する。
- このことにより、安定した雇用機会の確保や新産業の創出、新たな地域イメージの創造につなげ、避難解除等区域の復興・再生を図る。

## 《2 支援のポイント》

- (1) 県が策定する「企業立地促進計画」(※1)に基づき、**新規企業**が設備投資等を行った場合、『**優遇税制**』が適用。
- (2) 企業立地補助金や6次化ファンド等の支援制度とあわせて、有利な企業立地環境が実現。 ⇒ 企業立地補助金の1次・2次申請：20社(参考)
- (3) 既存企業の事業再開支援のための優遇税制(※2)は措置済。 ⇒ 800事業所に適用(平成25年5月9日)

(※1) 改正福島特措法により、国の「避難解除等区域復興再生計画」に即して策定。

(※2) 福島特措法に基づき、県知事が既存企業の所在確認を行うことにより、課税の特例措置が適用。(対象区域は新規企業と同じ)

## 《3 企業立地促進計画》

### I 計画の目標

(目指す姿)  
豊かで安心して暮らせる誇りある地域の再生

【復興・再生のため戦略的に推進する業種】

安定的  
雇用基盤

製造業  
情報通信業  
運輸業

先導的新産業  
地域資源

新IT+<sup>+</sup>関連  
(電気業等)  
製造業・情報通信業  
農林水産業  
観光関連(宿泊業等)

生活関連  
サービス  
インフラ等復旧

卸売業・小売業  
飲食業・宿泊業  
金融業・生活サービス  
医療  
建設業(除染関連)等

### II 計画の期間

10年間

### III 企業立地促進区域

#### 概念図



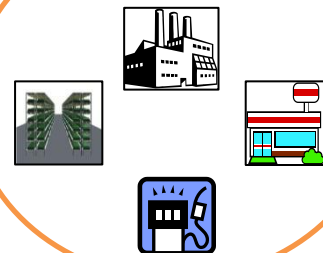
#### ○ 企業立地促進のための措置(H25年度事業)

【立地支援】  
・企業立地補助金 ・6次化ファンド など

【経営支援】  
・中小企業制度資金 ・被災者雇用開発助成金 など

立地  
促進

## 新規企業



《県知事認定》

税制  
措置

### 【参考】(認定企業への優遇税制の内容)

- (1)国税 ※ ①・②は選択適用
- ①機械等取得(設備投資)した場合
    - ・機械装置:特別償却(100%)又は税額控除(15%)
    - ・建物、構築物:特別償却(25%)又は税額控除(8%)
  - ②避難対象雇用者等を雇用した場合  
税額控除(給与等支給額の20%)
- (2)地方税
- ・事業税及び不動産取得税(県税)、固定資産税(市町村税)の課税免除